

令和2年度入学者選抜 後期選抜募集要項

福島県立須賀川高等学校
〒962-0863 福島県須賀川市緑町8番地
TEL 0248 (75) 3325
ウェブサイト <https://sukagawa-h.fcs.ed.jp/>

1 募集定員

課 程	学 科	募集定員	後期選抜募集定員
全 日 制	普 通 科	160名	募集定員から、前期選抜の合格者数を除いた数
	オフィス情報科	40名	

ただし、前期選抜により定員を充足した学科は、後期選抜を実施しない。

2 出願資格及び通学区域

本校の後期選抜に出願することのできる者は、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者とする。
通学区域は「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。

なお、前期選抜及び連携型選抜の受験の有無にかかわらず出願することができる。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和2年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）

ただし、福島県立併設型中高一貫教育校における中学校から当該中学校に係る併設型中高一貫教育校における高等学校への入学を志願する者を除く。

- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者

3 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。

- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

4 併願の取扱い

本校普通科とオフィス情報科との間の併願は認めない。

5 出願期間及び願書受付

- (1) 出願期間は、令和2年3月17日（火）から3月18日（水）までとする。

- (2) 受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

- (3) 県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、694円分の切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封の上、令和2年3月18日（水）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

- (4) 出願書類の受付完了後に、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。

ただし、入学検定料納付済証明書については、後期選抜において入学検定料を納付した者にのみ交付する。

- (5) 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき、又は所定の手続きを経ないで他通学区域から出願したときは、入学願書の受付を取り消すことがある。

6 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者

① 入学願書（県教育委員会において作成したものに、必要事項を記入したもの）

② 調査書（中学校において作成したもの）

③ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、学校名、志願者氏名を記入したもの）

④ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

- (2) 上記(1)以外の者
- ① 入学願書(上記(1)①に同じ)
 - ② 健康診断書(令和2年1月以降に医師の診断を受けたもの)
 - ③ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの
 - ④ 受験票用紙(県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの)
 - ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙(県教育委員会において作成したものに、学校名、志願者氏名及び出願課程を記入したもの)
なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。
- (3) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。
なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」を入学願書の裏面に貼付する。
また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が本校に出願する場合には、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。
- (4) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、後期選抜志願者名簿(様式共通4号の2)を添付する。

7 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書(様式統一5号)を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、令和2年3月17日(火)から3月23日(月)までとする。
郵送の場合には、3月23日(月)必着とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

8 県外等からの出願

- (1) 県外からの出願者は、上記6に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。
 - ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
志願者の在学(出身)中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類(様式共通2号)を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。
 - ② 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。
- (2) 本校普通科へ出願する者で、保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願する者については、上記6に示した出願書類のほかに次の書類を併せて提出する。
 - 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

9 出願先変更

志願者は、令和2年3月19日（木）に、1回に限り、出願先を変更することができる。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

ただし、午後5時までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められる場合には、受付時間について弾力的な対応をする。

詳細は「令和2年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。

なお、すでに交付を受けた受験票は返還する。

10 出願の取消し

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届（様式共通7号）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。

(2) 上記（1）以外の者は、出願取消届（様式共通7号）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。

(3) 出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。

ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

11 選抜方法・選抜資料

調査書の審査結果、面接の結果及び作文の結果を資料として選抜を行う。

(1) 調査書

「各教科の学習の記録」は135点満点とする。

「特別活動等の記録」は55点満点とし、合計190点満点とする。

(2) 面接

個人面接を実施する。

面接の内容には、中学校における学習活動の成果を問う内容（国語、数学、英語）を含む。

面接については、点数化し、100点満点とする。

(3) 作文

あるテーマについて、400字程度で自分の感想や思いを述べる。

作文については、点数化し、100点満点とする。

12 作文・面接の日程及び会場等

(1) 日 程 令和2年3月24日（火）

8：30～8：45 受 付（本校生徒昇降口）

9：00～9：40 作 文

10：00～ 面 接

(2) 会 場 福島県立須賀川高等学校

(3) 持ち物 受験票、上ばき、筆記用具

※計算機能や言語表現機能を有するものは持ち込まないこと。

※携帯電話、スマートフォン等の通信機器は持ち込むことができない。スマートウォッチ等の多機能な機器の持ち込みも不可とするので、時計を持ち込む際には言語表現、記憶、通信機能を有しないものを準備すること。

13 合格者発表

(1) 令和2年3月25日（水）午後3時以降に、本校にて発表する。

(2) 合格者に対して、合格通知書を交付する。

(3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

14 その他

(1) 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により避難している場合、出願に関して本校に問い合わせること。

(2) 受験上の配慮が必要な場合は、本校に問い合わせること。

(3) 本校の入学者選抜事務での氏名等の漢字の扱いについては、コンピュータ等で一般的に使用される字体を用いる。

(4) 不明な点があれば、本校に問い合わせること。